

- 日 時：平成 28 年 11 月 28 日（月）15 時～17 時半
- 場 所：参議院会館第 2 会議室
- 参加者：小西洋之議員 五十嵐秘書
厚生労働省 ・ 保険局医療課保険医療企画調査室医療経済専門官(併任)
療養指導専門官 小泉 博明
・ 医政局医事課 医事専門官 佐生 啓吾（さそう）
・ 保険局医療課 療養指導専門官 都竹克宜（つづく）
当法人 ・ 齋藤会長・山本理事長・草刈保険局長・職員宇角

* 下記、当日の配布陳情書の中に議事要旨をまとめました。

平成 28 年 11 月 28 日

厚生労働省 殿

特定非営利活動法人全国鍼灸マッサージ協会

東京都新宿区本塩町 2-1 ラボ東京ビル 3 階

電話 03-5366-5255

理事長 山本 高敬

保険局長 草刈 康德

陳情書

平素より保険医療取り扱いへの高揚発展に、格別のご高配を賜りまして厚くお礼申し上げます。さて、国民（患者）を代表しまして下記の件につき、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費取り扱い要件における厚生労働省発出通知等が、一部の保険者側において理解がなされていない事案が増加しており、関係各所への厚生労働省発出通知の周知徹底が謀られることを要望いたします。何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

●陳情主旨説明

- 1、 はり・きゅう療養費
医師の医療先行が必要でないこと等の厚生労働省通知の周知を要望します。
- 2、 あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費
円滑な医師の同意書交付について厚生労働省通知等の周知を要望します。

●前回からの継続議題

→**前回結論**：今回の会合までに当法人からの要望に対して、厚労省として前向きに検討し、案を出すように小西議員が要望して終了。

→**今回結論**：厚労省からの具体的な提案は無かった。不当と思われる医師照会について当会より具体例を提示。（※参考資料医師照会）厚労省としては医師照会は保険者の権利。不正がある以上、仕方がないとの見解。当法人としてはいたずらに、みだりに医師照会をしないでいただきたい旨を伝えるが厚労省としては保険者に強制はできないとの事。（※参考資料医師照会）KDDI、富国生命の医師照会文書に関しては、厚労省から保険者に直接問合せをしてくださるとの事。小西議員からは療担規則 17 条の文言がおかしい、条文を変更するべきだとの指摘あり。厚労省としてはこの規定は医師に向けた規定なので、今回出席者の担当の管轄外と仰る。小西議員から療担規則 17 条を根拠にひとつ訴訟を起こせば良いとのアドバイスもいただく。

この件の関しては次回も継続して議論することになった。

- 3、 あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費
代理受領における厚生労働省通知等の周知を要望します。
また、受領委任制度の導入を要望します。

●前回からの継続議題

→**前回結論**：代理受領に関しては、不正請求とは別の事として厚労省がプロフェッショナルとして解決していくことを小西議員が要請し、患者さんの為になるよう今後もこの話を前向きに続けていく。

→**今回結論**：厚労省の回答は代理受領において支払うかどうかは保険者の裁量との事。そもそも償還払いの制度。（この部分の議論に関しては前回と変わらない）当法人としては受領委任制度の導入を希望した。

受領委任制度導入か否かは療養費検討専門委員会において議論中で年度末までには結論が出るとの事。

- 4、 あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費
災害被災者への随時救済通知発出を要望します。

●前回からの継続議題

→**前回結論**：東日本大震災のような状況（病院が機能不能の状況）になれば通知発出はするとの事。熊本大震災はこの条件には当てはまらないとの事。

→**今回結論**：今回の陳情においては「東日本大震災のような状況（病院が機能不能の状況）になれば通知を出します。」との発言が厚労省より有り。

- 3、 「保医発 0930 第 4 号」並びに「事務連絡 平成 28 年 10 月 19 日」の一部変更を要望します。

●今回からの議題

→**結論**：往療料について厚労省としては按分にする個人情報保護の観点、その中の誰かが不支給になってしまった際の処理が難しいとの見解。小西議員は最初のひとりが料金を多く支払う事は不公平にあたると仰る。当法人としても往診料の按分を希望した。

※次回、意見交換会は出来れば年内に、遅くとも年明けに調整し開催することが決まった。

以上

別紙

【陳情の趣旨】

1、 はり・きゅう療養費

医師の医療先行が必要でないこと等の厚生労働省通知の周知を要望します。

【陳情の理由】

● 平成9年12月1日「保険発第150号」

「なお、通知に示された対象疾患について保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、本要件を満たしているものとして療養費に支給対象として差し支えないこと」

上記により医師の医療先行が撤廃されました。「保険発第150号」は平成16年10月1日廃止されましたが、

● 平成16年10月1日「保医発1001002号」

「保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、医師による適当な手段のないものとし療養費の支給対象として差し支えないこと」と通知されています。

下記の平成24年2月13日の「事務連絡」のQ&Aにも記載されていますが

(問 2) 初診の診察のみで発行された6疾病（神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症）の同意書の場合、療養費の支給対象としてよいか。

(答) 「6疾病については、保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、医師による適当な手段のないものとして療養費の支給対象として差し支えない」

(問19) 鍼灸の同意は保険医療機関での一定期間の治療を行った後になされるものか。

(答) 「医師の適切な診断を受け同意を受けたものであれば、治療の先行が条件とはならない」と通知されています。

「同意書は医師の医学的所見、症状経緯等から判断して発行されるものであり、同意書発行の趣旨を勘案し判断を行うこと。なお、保険者が同意医師に対し行う照会等は、必要に応じて行なわれるべきものであること。

※「療養費の支給基準」(抜粋)

「同意書(又は診断書)については、施術の円滑な実施を図るため様式が定められた。このことから、医師照会等はその趣旨を踏まえ、いたずらに調査することなく必要に応じてなされるべきである。」

現在、一部の保険者や保険者から委託を受注した外部点検事業者らによる「医師の医療先行」を謳いながら、医師への照会をいたずらに要求する、個人情報軽視した照会文書が散見されるこ

とが増加しており、回答に窮した医師の同意拒否、また申請書の返戻、不支給等、国民（患者）が困窮する事態が発生しています。

P4

「療養費の支給基準」にもありますように国民（患者）が不利益をこうむらないよう、保険者や外部委託事業者等による医師への照会で、同意書発行に対する見解や解釈の相違を招き医師が同意書発行を拒否することの無いよう関係機関への厚生労働省通知等の周知徹底を強く要望致します。

【陳情の趣旨】

- 2、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費
円滑な医師の同意書交付について厚生労働省通知等の周知を要望します。

【陳情の理由】

- 平成16年10月1日「保医発1001002号」

「あんま・マッサージの施術に係る診断書の交付を患者から医師に求められた場合は、円滑に交付されるようご指導願いたいこと」

「はり・きゅうの施術に係る診断書の交付を患者から医師に求められた場合は、円滑に交付されるようご指導願いたいこと」

平成24年2月13日「事務連絡」

(問18) 保険医療費担当規則第十七条で、「保険医は、患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるという理由によって、みだりに、施術業者の施術を受けさせることに同意を与えてはならない。」とは具体的にどのような事を指し示すのか。

(答) 医師が専門外である事を理由に診察を行わずに同意を行う無診察同意を禁じたものである。医師の診察の上で適切に同意書の交付を行う事が求められる。

(問20) 同意を行った医師は施術結果に対して責任を負うものか。

(答) 「同意した医師は施術結果に対する同意を行うものであり、施術結果に対して責任を負うものではない」

医師の誤解により、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう同意書交付拒否が散見しています。円滑な同意書交付のため、通知の周知徹底を要望致します。

【陳情の趣旨】

- 3、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費
代理受領における厚生労働省通知等の周知を要望します。
また、受領委任制度の導入を要望します。

【陳情の理由】

平成18年3月「東京高等裁判所判決」

「被保険者が、受けるべき、給付金の振込先を第三者名義の口座に指定した場合に、その第三者名義の口座に給付金を振り込むというものであって、保険者においてその振込みを拒否出来ない物であるから、本件で問題となっている受領委任払いとは異なるものと、認められる。」

「療養費の支給基準」

「また、支給手続きに際し、特別な場合を除いて患者(被保険者)の経済的負担等を考慮すれば、できる限り速やかに償還手続きをすべきである。償還に際し、被保険者が当該施術に係わる療養費の受取を他の者に委任し、受け取る事が可能である。」

平成22年5月24日「保医発0524第4号」(療養費支給申請書 代理委任欄抜粋)

「本申請に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します」

※「給付金に関する受領を代理人に委任する(申請者名義以外の口座に振込みを希望される)場合に記入して下さい。」

平成27年10月16日「保保発1016第1号」

「療養費の支給に関する受領を代理人に委任した場合において、その払い渡し先の口座については、被保険者本人名義の口座でなければならないとする法令上の根拠はありません。」

現状、保険者による委任払い拒否、また申請の返戻等が散見しており国民(患者)不利益に繋がっています。

併せて、社会保障審議会医療保険部会で検討されている「受領委任制度」の導入を要望します。

【陳情の趣旨】

- 4、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費
災害被災者への随時救済通知発出を要望します。

【陳情の理由】

昭和25年1月19日「保発第4号」

「従ってこの施術に基づいて療養費の請求をなす場合においては、緊急その他眞に己むを得ない場合を除いては、すべて医師の同意書を添付する等、医師の同意があったことを確認するに足る証憑を添えるよう指導することとして、その支給の適正を期することと致されたい。」

今般の災害については「緊急その他眞に己むを得ない場合」に該当すると思われるため、医師の同意又は再同意が取得し難い状況の市民に対して、同意書又は再同意を得ない状態での、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の取扱いを、被災された市民のために認めて頂きたい。

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅうの療養費申請における同意書添付について、被災者へご配慮頂ける通知の発出を要望致します。

【陳情の趣旨】

- 5、「保医発0930第4号」並びに「事務連絡 平成28年10月19日」の一部変更を要望します。

【陳情の理由】

平成28年9月30日「保医発0930第4号」

「同一の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいい、介護保険法（平成9年法律123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。）に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に支給できないこと。ただし、やむを得ない理由があつて、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りでないこと。」

平成28年10月19日「事務連絡」〈別添1〉・〈参考2〉

（問3）（問30）同一家屋内で複数の患者を施術した場合の往療料の考え方は如何か。

（答）同一家屋内で複数の患者を施術した場合の往療料は、別々に算定するのではなく、1人分の往療料が算定できることとしている。（最初から按分して算定することはできないものである。）

ここで言う「同一の建築物」とは、介護施設をはじめアパート、マンション等全ての一棟が該当すると思われます。高層マンションや複数階段のみの団地等、国民（患者）の個別状況に対応できる通知の変更を要望します。

また、（最初から按分して算定することはできないものである。）とありますが、複数の患者のなかで1人のみが往療料を算定される自己負担額増となり、国民（患者）の不平等に繋がります。当会周知徹底をしていますが、すべて国民（患者）が平等である通知の変更を要望します。

以上